

令和4年11月1日

入札参加業者 様

志摩市 総務部 財政課

「用地アセスメント調査等業務」等の最低制限価格の取り扱いについて

三重県の積算基準（調査・測量編）において、「用地アセスメント調査等業務」、「用地調査点検等技術業務」、「用地補償総合技術業務」が制定されましたので、これらの最低制限価格の算定方法について、以下のとおり取り扱うこととします。

記

「用地アセスメント調査等業務」、「用地調査点検等技術業務」、
「用地補償総合技術業務」の最低制限価格の算定方法は、
「設計業務・用地調査等業務」の算定式を使用することとします。

また、複数の諸経費体系で構成された業務を発注する場合は、設計業務・用地調査等業務に「用地アセスメント調査等業務」、「用地調査点検等技術業務」「用地補償総合技術業務」が含まれるものとします。

「用地アセスメント調査等業務」、「用地調査点検等技術業務」、「用地補償総合技術業務」の最低制限価格の算定式

$P = (\text{直接原価} + \text{その他原価} + \text{一般管理費等} \times 0.5)$

P：測量・設計等業務に伴い最低限必要な費用（入札書比較価格）

【適用】

令和4年11月1日以降に入札公告、指名通知するものから適用します。